

「エキスパート職員派遣事業」実施要項

1 事業の目的

県教育委員会の専門職員及び県立学校の教員で専門知識や技能を有する者の中から、当該専門職員及び教員の所属長が認めた者を「エキスパート職員」として登録し、県内の市町村立幼稚園・小学校・中学校及び県立学校からの要請に基づき、当該学校の教育課程に基づく正規の学習活動に対し派遣し、専門的な知識・技術を「出前授業」という形で児童生徒に提供し、自ら探究する力を育むとともに、社会教育施設と学校とのより一層の連携に資する。

2 派遣対象となる職員及び教諭

エキスパート職員は、次の各号に掲げる所属のいずれかの所属（以下「派遣元所属」という。）に属する専門職員及び教諭であって、派遣元所属の所属長が認める者とする。

- (1) 教育庁各課
- (2) 教育支援事務所
- (3) 学校以外の教育機関
- (4) 県立学校

3 申込方法

エキスパート職員の派遣を希望する学校の代表者（以下「申込者」という。）は、別紙1 エキスパート職員派遣要請書（以下「派遣要請書」という。）に必要事項を記入の上、派遣元所属の長に提出する。この場合において、申込者は、派遣要請書の提出に先立って、当該派遣要請書の提出に係るエキスパート職員の派遣の可否について、派遣元所属長と事前に協議しなければならない。

4 派遣の決定

派遣元所属の長は、提出された派遣要請書に基づき、エキスパート職員の派遣を決定し、申込者に通知する。

5 サービスの取扱い及び費用負担

エキスパート職員の派遣は、出張扱いとし、その要する旅費については予算の範囲内において総務課が支出する。ただし、出前授業の実施に要するその他の費用は、申込者が負担する。

6 事後の報告

申込者は、出前授業終了後速やかに、別紙2 エキスパート職員派遣事業報告書に必要事項を記入の上、総務課長に提出する。

附 則

この要項は、平成20年4月1日から施行する。

附 則

この要項は、平成25年4月3日から施行する。

附 則

この要項は、平成26年4月1日から施行する。

附 則
この要項は、平成 29 年 4 月 5 日から施行する。

附 則
この要項は、平成 31 年 4 月 1 日から施行する。

(別紙1)

第 年 月 日
号

派遣元所属長 様

申込者 学校名 _____

職・氏名 _____ 印

エキスパート職員派遣要請書

学 校 名	
授 業 者 職 ・ 氏 名	
連 絡 先	郵便番号 住所 TEL FAX E-mail
派遣を希望する日時	年 月 日 () 時 分 ~ 時 分
「出前授業」実施場所	
派遣を希望する職員の 所属 及び 職・氏名	
「出前授業」を希望する 理由及びその内容 (注)	
「出前授業」の対象者	学年 名

(注) 派遣職員と授業者との役割分担等が分かるように記入すること。

(別紙 2)

エキスパート職員派遣事業報告書

学 校 名	
授業者職・氏名	
授 業 日 時	
授 業 名	
対象学年・児童生徒数	
派遣職員の所属 及び職・氏名	
活 動 内 容 (学習内容、児童 生徒の様子、成 果、感想等)	



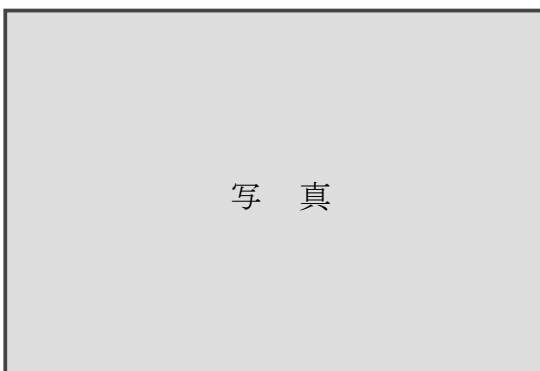
< 写真タイトル >

活動内容（学習内容、児童生徒の
様子、成果、感想等）



< 写真タイトル >

活動内容（学習内容、児童生徒の
様子、成果、感想等）



< 写真タイトル >

活動内容（学習内容、児童生徒の
様子、成果、感想等）



< 写真タイトル >

活動内容（学習内容、児童生徒の
様子、成果、感想等）